

河川整備における意見聴取 ～ 多摩川、吉野川を例に～

河川局河川計画課河川計画調整室

河川法改正の流れ

近代河川制度の誕生

治水

治水・利水の体系的な制度
の整備

- ・水系一貫管理制度の導入
- ・利水関係規定の整備

治水

利水

治水・利水・環境の総合的
な河川制度の整備

- ・河川環境の整備と保全
- ・地域の意見を反映した河川
整備の計画制度の導入

治水

利水

環境

平成9年の河川法改正により、計画策定プロセスに 住民、地方公共団体の長、学識経験者の意見を反映させる手続きを導入

旧制度

工事实施基本計画

内容 基本方針、基本高水、計画高水流量等
主な河川工事(ダムも含む)の内容

工事实施基本計画
の案の作成

工事实施基本計画
の決定

河川審議会
(一級水系)

意見

河川工事

新制度

河川整備基本方針

内容 基本方針
基本高水、計画高水流量等

河川整備基本方針
の案の作成

河川整備基本方針
の決定・公表

社会資本整備
審議会
(一級水系)
都道府県河川
審議会
(二級水系)

意見

都道府県河川審議会
がある場合

河川整備計画

内容 河川整備の目標
河川工事(ダムも含む)、河川の維持の内容

原案

河川整備計画の
案の決定

河川整備計画の
決定・公表

学識経験者の意見聴取

公聴会の開催等関係住民の意見を
反映させるために必要な措置

地方公共団体の長の
意見聴取

河川工事、
河川の維持

工事实施基本計画

1.河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

- ・洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減
- ・河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

2.河川工事の実施の基本となるべき 計画に関する事項

- ・基本高水及びその河道と洪水調節施設への配分
- ・主要な地点の計画高水流量
- ・主要な地点の流水の正常な機能を維持するため必要な流量

3.河川工事の実施に関する事項

- ・主要な地点の計画高水位、計画横断形等
- ・主要な河川工事の目的、種類、施行の場所
- ・当該工事による主要な河川管理施設の機能

河川整備基本方針(長期的な基本方針)

1.河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

- ・流域及び河川の概要
- ・洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減
- ・河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持
- ・河川環境の整備と保全

2.河川の整備の基本となるべき事項

- ・基本高水及びその河道と洪水調節施設への配分
- ・主要な地点の計画高水流量
- ・主要な地点の計画高水位、計画横断形に係る川幅
- ・主要な地点の流水の正常な機能を維持するため必要な流量

河川整備計画(20~30年の具体的・段階的な計画)

1.河川整備の目標

- ・計画期間、対象区間
- ・治水安全度のバランス等を考慮した対象洪水流量
- ・計画期間中に確保する正常流量
- ・河川環境の整備と保全の目標

2.河川の整備の実施に関する事項

- ・河川工事、河川維持の目的、種類、施行の場所
- ・ソフト対策の実施内容、対策等

河川法第16条の2

第3項 河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有するものの意見を聴かなければならない。

第4項 河川管理者は、前項に規定する場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

第5項 河川管理者は、河川整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、関係都道府県知事又は関係市町村長の意見を聴かなければならない。

多摩川の川づくりの歩み

行政の動き

昭和50年
河川環境課 設置

昭和53年
多摩川行政連絡部会
(17市区)

昭和62年
多摩川流域協議会設置
(1都2県30市区町村)

平成10年 多摩川流域懇談会設立

市民の動き

昭和49年
多摩川水系自然保護団体
協議会発足

平成6年
多摩川センター発足

河川管理者

学識経験者・関係住民

市民と関係機関の協働による
現地調査（ふれあい巡視等）

原案たたき台

計画素案

計画原案

流域懇談会

行政部会

多摩川市民
フォーラム

流域セミナー

多摩川流域委員会

メンバー：学識経験者、
市民団体代表、関係行政

意見

計画案

意見

地方公共団体の長

河川整備計画の策定

「ゆるやかな合意」をめざす対話の基本

3つの原則

自由な発言

徹底した議論

合意の形成

7つのルール

参加者の見解は所属団体の公式見解としない

特定個人・団体のつるし上げはしない

議論はフェアプレイの精神で行う

議論を進めるにあたっては実証的なデータを尊重する

問題の所在を明確にした上で合意を目指す

現在係争中の問題は、客観的な立場で事例として行う

プログラムづくりにあたっては、長期的に取り扱うものと短期的に取り扱うものを区別し、実現可能な提言を目指す

流域セミナー



ゼロオプション

治水目標の設定は適切か

考えられる選択肢

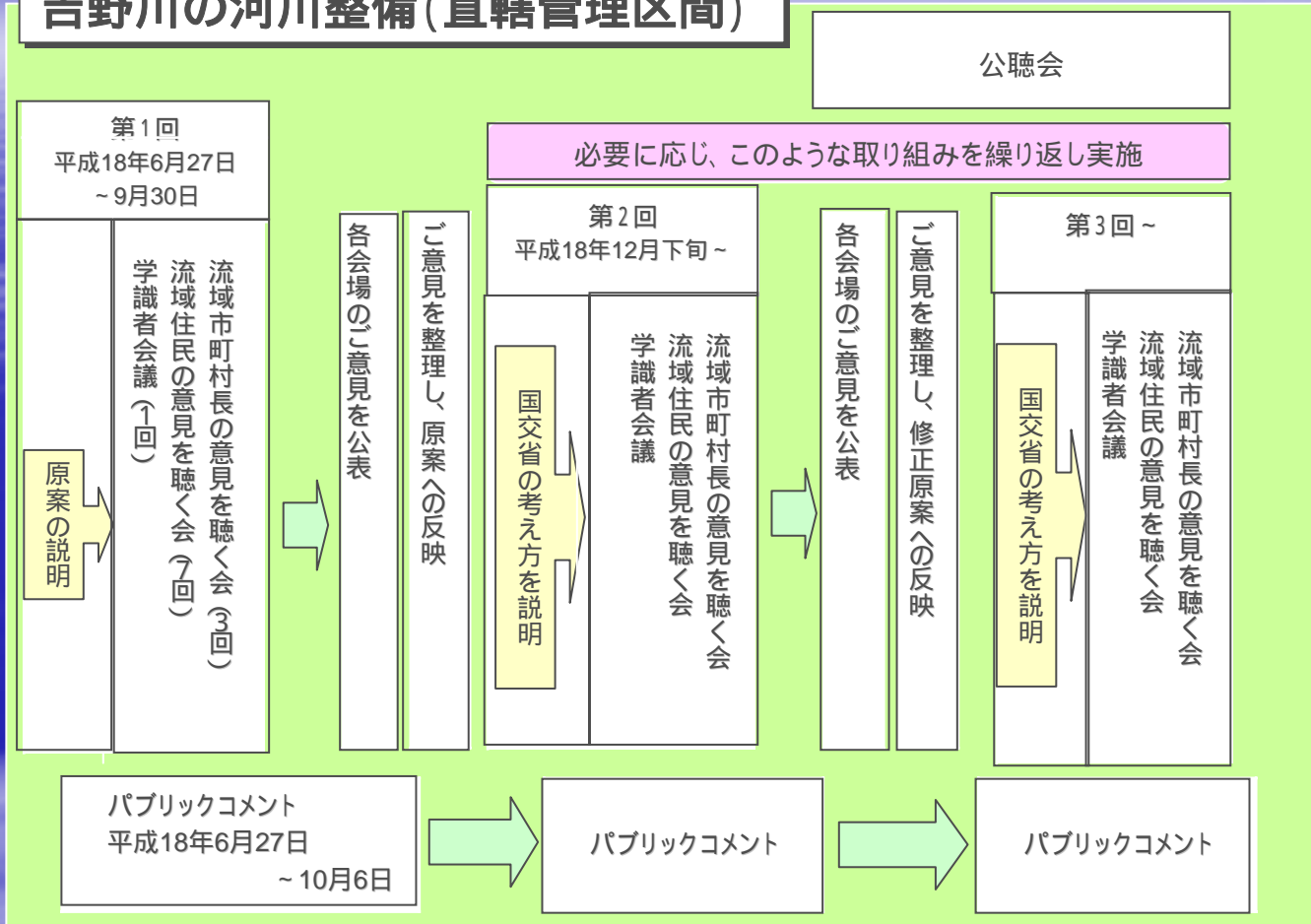
- 1, 河道もダムも整備しない
- 2, 河道だけ整備する
 - 2 - 1. 戦後最大流量(4,500m³/s)を安全に流下させる
 - 2 - 2. 工実の6,500m³/secを安全に流下させる
3. ダムだけ整備する
4. 河道もダムも整備する
 - 4 - 1. 8700 m³/secを安全に流下させる

河川管理者の選択

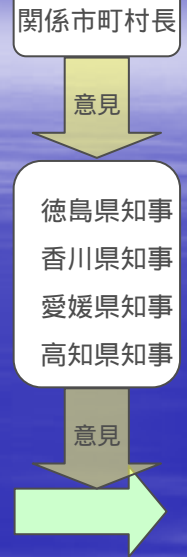
2 - 1を選択

吉野川水系河川整備計画 策定の流れ

吉野川の河川整備(直轄管理区間)



吉野川水系河川整備計画案の策定



吉野川水系河川整備計画の策定

吉野川の河川整備(抜本的な第十堰の対策のあり方)

- ・戦後最大規模となった平成16年の洪水についての分析をはじめとして、必要な基礎調査の実施
- ・これらの結果を踏まえて検討・評価

吉野川の河川整備（直轄管理区間）のイメージ （但し、抜本的な第十堰の対策のあり方を除く）

「吉野川の河川整備(直轄管理区間)」(「抜本的な第十堰の対策のあり方」を除く)の検討

吉野川学識者会議

役割: 河川整備の計画に関する意見を聴取
参加者: 吉野川に関し学識経験を有する者
事務局: 四国地方整備局
オブザーバー: 関係各県

吉野川流域住民の意見を聴く会

上流域2箇所・中流域1箇所・下流域3箇所
合計6箇所を実施

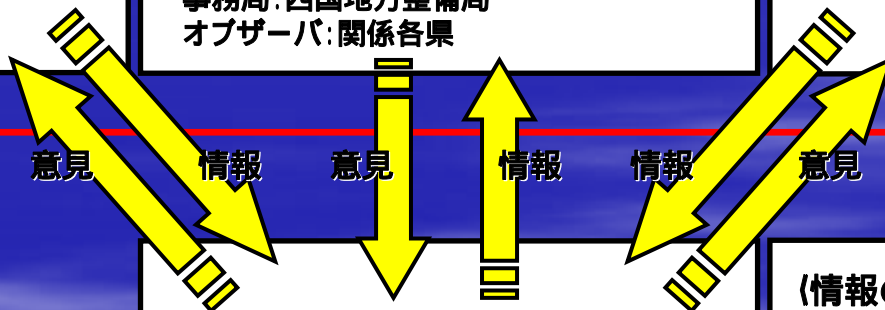
パブリックコメント 公聴会

役割: 河川整備の計画に関する意見を聴取
参加者: 流域住民(自由参加)
事務局: 四国地方整備局
オブザーバー: 関係各県

吉野川流域市町村長の意見を聴く会

上流域・中流域・下流域の3地域で実施

役割: 河川整備の計画に関する意見を聴取
参加者: 関係市町村長
事務局: 四国地方整備局
関係各県



河川管理者 (四国地方整備局)

(吉野川の河川整備(直轄管理区間)の計画(案)作成)

(情報の公開・共有)

意見を聴く会等の公開実施
ホームページの開設(会議資料の公開)
ニュースレターの発行

等

上流域: 愛媛県・高知県内の吉野川流域

中流域: 徳島県内の岩津上流の吉野川流域

下流域: 徳島県・香川県内の岩津下流の吉野川流域

吉野川の河川整備（直轄管理区間）のイメージ

（但し、抜本的な第十堰の対策のあり方を除く）

「吉野川の河川整備（直轄管理区間）」（「抜本的な第十堰の対策のあり方」を除く）の検討

学識経験者からの意見聴取

吉野川学識者会議

吉野川に関する専門的立場の学識経験者の方から意見を聴取するため、「吉野川学識者会議」を開催します。

本会議の委員は、吉野川の現状や課題等を踏まえ「治水」、「利水」、「環境」、「地域と文化等」の各分野の学識経験者で構成します。

吉野川学識者会議 参加者（50音順、敬称略）

池田	早苗	水質（水環境）
岡部	健士	洪水防衛（河川工学・水理学）
岡村	収	魚類・漁業
鎌田	磨人	生態系管理（生態学）
上月	康則	水環境（環境工学・生態系工学）
小林	實	鳥類
佐藤	晃一	農業水利
田村	典子	児童教育
中野	晋	沿岸域工学
中村	昌宏	地域経済
端野	道夫	治水計画（森林水文学）
原田	寛子	高齢福祉
平井	松午	歴史地理
村上	仁士	防災全般（水防災）
森本	康滋	植物生態学
山上	拓男	防災（地盤工学）
大和	武生	文化史・文化財
山中	英生	地域づくり

流域住民の方々からの意見聴取

吉野川は流域も広く、地域毎にその状況が異なり、河川に関する要望も様々です。

このため、流域住民の多くの方々から様々な意見を丁寧に聴取するため、次の3つの取り組みを実施します。

吉野川流域住民の意見を聴く会

流域住民の方々に参加頂き、流域内の6箇所（上流域で2箇所、中流域で1箇所、下流域で3箇所）で開催します。

パブリックコメント

より多くの流域住民の方々から意見を頂くため、ホームページ、FAX、郵送による意見聴取を実施します。

公聴会

流域住民の方々から河川整備に係る様々な意見や要望を發表して頂く、公聴会を開催します。

関係市町村長からの意見聴取

吉野川流域市町村長の意見を聴く会

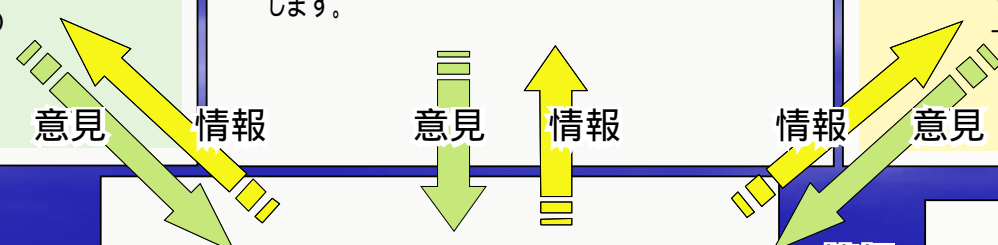
関係市町村長から様々な意見を丁寧に聴取するため、上流域、中流域、下流域の3つの地域で、関係する市町村長に参加頂き「吉野川流域市町村長の意見を聴く会」を開催します。

吉野川流域市町村長の意見を聴く会 参加者

上流域：新居浜市長、四国中央市長、
本山町長、大豊町長、土佐町長、
大川村長、いの町長

中流域：美馬市長、三好市長、つるぎ町長、
東みよし町長

下流域：徳島市長、鳴門市長、吉野川市長、
阿波市長、石井町長、松茂町長、
北島町長、藍住町長、板野町長、
上板町長



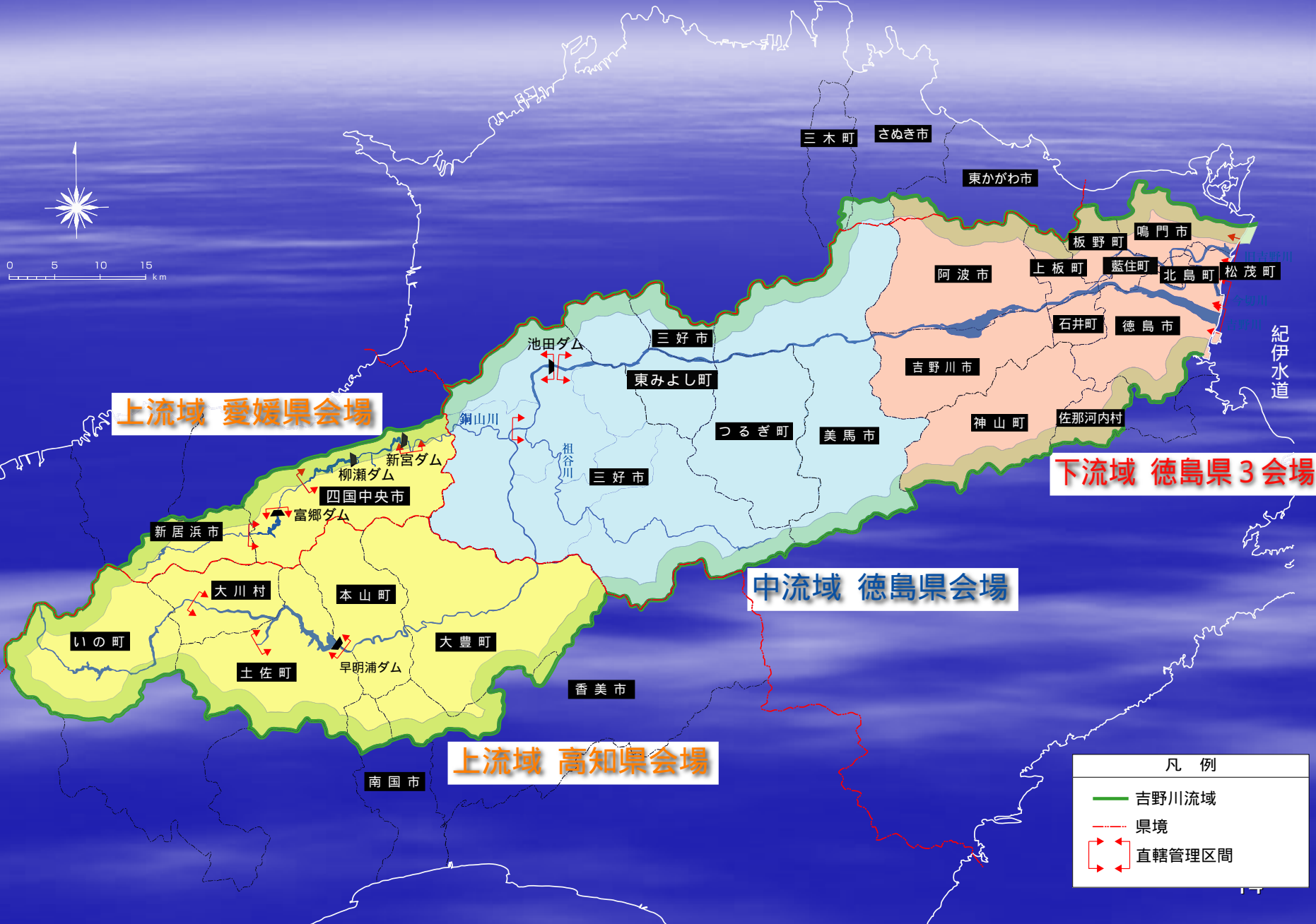
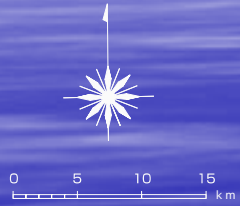
河川管理者
（国土交通省四国地方整備局）

《吉野川の河川整備（直轄管理区間）の計画（案）作成》

《情報の公開・共有》

意見を聴く会等の公開実施
ホームページの開設（会議資料の公開）
ニュースレターの発行
等

「吉野川流域住民の意見を聴く会」の流域区分



吉野川学識者会議と流域住民の意見を聴く会の開催状況



学識者会議(12月25日開催)



下流域(8月5日開催)